

定期監査結果報告書

1 監査の対象及び範囲

都市整備部の所管に属する平成24年4月1日から平成24年11月30日までに執行された財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

2 監査実施の期間

平成25年1月10日から平成25年3月11日まで

3 監査の方法

監査にあたっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、それぞれ抽出により関係帳簿、関係書類等の調査を行うとともに、職員から説明を聴取した。

4 監査項目

- (1) 予算の執行に関する事務
- (2) 収入に関する事務
- (3) 支出に関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 財産管理に関する事務
- (6) 工事の執行に関する事務
- (7) その他経営に係る事業の管理

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、事務の一部について、次のような改善を要する事例が認められたので、所要の措置を講じられたい。なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

(1) 加西市営駐車場の使用手続について

加西市駐車場条例施行規則（以下「規則」という。）第3条第3項によると、店舗等納付車両の定期駐車をしようとする店舗等は、定期駐車申請書を市長に提出しなければならない。しかし、加西市駐車場条例第6条の2及び規則第3条第3項に従い、店舗等納付車両に係る定期駐車使用料を徴収しているにもかかわらず、当該店舗等から定期駐車申請書の提出を受けていなかった。

本件使用手続について、規則に則した適正な事務の執行に努められたい。

(2) 原材料の在庫管理について

原材料に関して、受け入れの際には納品伝票をもとに検収し、払い出しの際には計

量伝票の作成がされているが、残量についての把握が十分ではない状況である。

原材料の残量の把握に努めることにより、原材料の在庫管理方法の改善を図られたい。

(3) 指定管理者に対するモニタリングについて

指定管理者からの月例業務報告書を確認したところ、翌月の10日までに報告を受けているとのことであったが、受付印の押印がなかったため、受付日を確認できなかった。

月例業務報告書に基づく指定管理者の業務の確認は、モニタリングにおいて重要な手続の一つである。したがって、適正な月例業務報告書の確認を実施することにより、モニタリングの充実を図られたい。

以 上